

2021年10月8日(金曜日)

〔ファクスだより〕

『船員行政ニュース』1101 国土交通省海事局
船員政策課

整骨院・接骨院にかかるとき

(全国健康保険協会船員保険部からのお知らせ)

整骨院・接骨院は保険医療機関(病院・診療所)で受診すると同様に窓口で保険証を提示し、一部自己負担を支払うだけで治療を受けられます。

ただし、施術所の看板や広告に「各種保険適用」と表示されていても、どんな場合でも保険証が使えないというわけではありません。

船員保険を使用できる場合は、以下の通りです。

- ・打撲・捻挫・肉離れのいずれか
- ・骨折または脱臼

※日常で起こる慢性的な痛み(肩こり、筋肉疲労)は保険適用外です。

◎施術が長引く場合は一度、

医師の診察を受けてください。

船員保険は治療を目的としたものです。長期間施術を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因(けがではなく、病気によるもの)も考えられるため、医師の診察を受診されることをお勧めいたします。

ご不明な点は、船員保険部までお問い合わせください。